

上富田町地域公共交通会議次第

日 時 平成30年7月24日(火)

13:30～

場 所 役場 2階 中会議室

1. 開会挨拶

2. 議 題

(1) 【第1号議案】

くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更について(案)

(2) その他

3. 閉 会

議 案 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバス事業計画および運行計画の変更について(案)

他の公共交通機関を補完し、高齢者や障害者など移動に制約のある方の生活交通確保の推進を図るため、新停留所「パブリック住宅前」を設置し、それに伴う運行路線の延長、運行時刻の変更を行いたい。

なお、事業計画および運行計画の変更は、平成30年9月3日からとする。

記

・事業計画

運行 コミュニティバス運行系統15番にて「パブリック住宅前」新停留所を設置、それに伴う運行路線の延長、運行時刻の新規作成。

運賃 変更なし。

・運行計画

運行系統の運行系統別および運行回数（新）

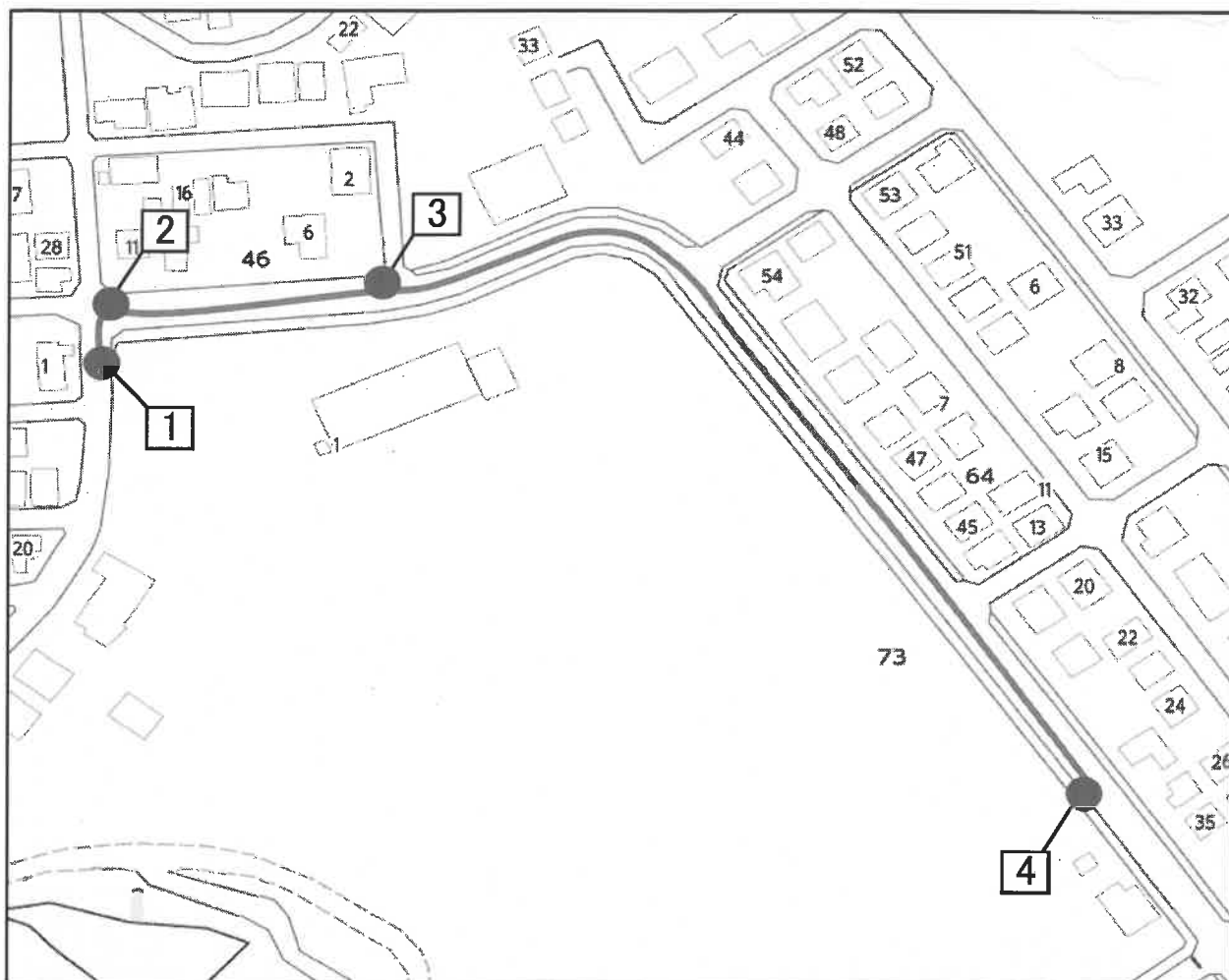
コミュニティバス運行系統				キロ程	運行回数	備考
番号	起点	終点	主たる経過地			
15	パブリック住宅前	朝来小学校前	緑ヶ丘・飛曽川・丹田台北	往 7.03 km 復 7.03 km 平均 7.03 km	往 1 回 復 0 回	・系統の新設 ・朝来小学校 登校時のみ 運行

新 設 停 留 所 位 置 図

停留所名	位 置	
パブリック住宅前	(往 路)	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀ノ台73-29番地先
	(復 路)	



・ 路線延長をしようとする区間



路線延長認可申請区間

区間	地 番			
第1区間	1 起点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台63番地の1先(パブリック白浜前)		
	2 終点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台46番地の11先		
第2区間	2 起点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台46番地の11先		
	3 終点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台46番地の6先		
第2区間	3 起点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台46番地の6先		
	4 終点	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台73番地の29先(パブリック住宅前)		
区間	キロ程	幅員	道路種別	道路管理者
第1区間	0.02km	7.0m	町道南紀ノ台51号線	上富田町
第2区間	0.07km	7.0m	町道南紀ノ台41号線	上富田町
第3区間	0.24km	7.0m	町道大内谷南紀ノ台線	上富田町

・申請番号 1 コミュニティバス15

停 留 所 名	運行時刻表	
	往 路	復 路
パ ブ リ ッ ク 住 宅 前	7:29	—
パ ブ リ ッ ク 白 浜 前	7:30	—
南 紀 の 台 南	7:31	—
医 療 セ ン タ ー 前	7:32	—
南 紀 の 台 北	7:35	—
南 紀 の 台 下	7:36	—
大 内 谷 入 口	7:37	—
緑 ケ 丘	7:38	—
雇 用 促 進 住 宅 前	7:39	—
あ ら ぼ り	7:42	—
飛 曾 川	7:43	—
丹 田 台 北	7:44	—
丹 田 台 集 会 所 前	7:45	—
丹 田 台	7:46	—
朝 来 小 学 校 前	7:47	—

參考資料

上富田町地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月10日
要綱第 37号

(目 的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組 織)

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 上富田町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 田辺警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者、その他会長が必要と認める者

(会 長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号に規定する町長が指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に係る取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務政策課まちづくりグループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

上富田町地域公共交通会議 委員名簿

団体名	職 名	氏 名	部 門	備 考
明光バス株式会社	取締役社長	牧 洋 史	旅客自動車運送事業者	
龍神自動車株式会社	総務部長	井 谷 幸 寛	旅客自動車運送事業者	
社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森 下 清 司	旅客自動車運送事業者	
社団法人 和歌山県タクシー協会	専務理事	安 東 完 爾	旅客自動車運送事業者	
社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	西 村 芳 通	旅客自動車運送事業者	
青少年育成町民会議	会長	上 羽 寛	住民・利用者	
国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	衣 川 勝 己	運輸支局	
明光バス労働組合	執行委員長	山 本 眞 次	旅客自動車運送事業者組合	
和歌山県 企画部 地域振興局 総合交通政策課	課長	長 尾 尚 佳	県	
田辺警察署	交通課長	加 藤 賢 治	警察	
和歌山県 西牟婁振興局 建設部 管理保全課	課長	玉 置 哲 郎	道路管理者	
上富田町	副町長	山 本 敏 章	町	

(事務局)

上富田町総務政策課	課長	水 口 和 洋		
上富田町総務政策課	企画員	平 尾 好 孝		
上富田町総務政策課	課長補佐	出 羽 正 典		
上富田町総務政策課	主事	藤 江 康 輝		